

令和5年度 第2回定例庁議 次第

日時：令和5年5月11日（木）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 令和5年度の総合防災訓練の実施について（総務部）

(2) 芦川地域における土砂災害訓練について（総務部）

(3) 令和3年度財務書類について（総合政策部）

(4) 既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方について
（教育委員会）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 6月8日（木） 午後1時15分～ 本館3階302会議室

(2) 令和5年笛吹市議会第2回定例会 一般質問答弁検討日程

6月13日（火）午前、14日（水）、15日（木）終日、16日（金）午前

5 閉会

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 5 年 5 月 11 日提出	
件 名	令和 5 年度の総合防災訓練の実施について	部局名	総務部
概要	防災週間に合わせて市内で地震災害に備えた総合防災訓練を実施する。		
経過	【令和 4 年度の訓練実施状況】 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、行政区における訓練は中止し、市において災害対策本部を中心に市役所全体で発災後の初動対応訓練を実施した。		
問題・課題	総合防災訓練については、これまで 3 年間、コロナ禍で市民が参加する形で開催できていない。		
対応策	総合防災訓練は 9 月 3 日（日）に、市内の全行政区を対象に実施する。市民に参加を求め、発災後の区内における初動対応を確認するため、シェイクアウト訓練、声かけを伴う避難訓練、情報伝達訓練等を行う。 また、マイ・タイムラインの策定について、区役員から区民に説明をしてもらい、計画策定を推進する。 市役所の訓練は全職員を対象に、地震発生時の初動対応、避難所開設、被害情報の伝達及び集約方法等について確認を行う。 指定避難所の開設については、行政区選出の避難所運営委委員にも参加してもらい、開設方法や配置の確認等を行う。加えて、防災備蓄倉庫の整備が完了した避難所にあっては、備蓄倉庫の所在の確認や、配備した物品等の確認を職員と共に行う。		
協議結果			

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ <u>報告事項</u>		令和 5 年 5 月 11 日提出	
件 名	芦川地域における土砂災害訓練について	部局名	総務部
概要	土砂災害の発生が懸念される芦川地域で、行政区の地区防災計画の策定ワークショップと併せて土砂災害訓練を実施する。		
経過	【令和 4 年度の訓練実施状況】 芦川地域における土砂災害訓練は、行政区及び消防団のタイムラインの検討、避難情報の周知、避難誘導等の対応を確認するため、机上訓練を実施した。		
問題・課題	土砂災害が発生するおそれがある場合の早期避難について、行政区内で避難情報の周知、避難誘導等の対応を確認した上で、行政区における平時の取組、発災時の対応を地区防災計画にまとめ、区内で共有する必要がある。		
対応策	芦川地域では 6 月 21 日（水）に、行政区の参加の下、地区防災計画の策定のための第 1 回ワークショップを開催し、同時に机上での土砂災害訓練を行う。全町避難に向けた災害時の避難方法やタイムラインを再度確認するとともに、県から土砂災害の危険性についての説明を受け「芦川は大丈夫」という地域住民の思い込みの見直しを図る。		
協議結果			

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 5 年 5 月 11 日提出	
件 名	令和 3 年度財務書類について	部局名	総合政策部
概要	財務書類は、財政の透明性を高め、住民への説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、資産・負債などのストック情報や減価償却等のコスト情報の把握が可能な複式簿記を用い、単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして作成している。 令和 3 年度決算における財務書類を作成したので報告する。		
経過	令和 3 年度決算後、固定資産台帳の更新を行うとともに、本市に関係する一部事務組合等から決算資料を収集し、市全体の連結財務書類を作成した。		
問題・課題	総務省は、決算年度の翌年度末までに、分析や解説を加えた財務書類を作成し公表することを要請しているが、固定資産台帳の更新や本市関係団体の財務書類の連結に時間を要するため、要請されている内容全てを翌年度末に公表することは困難な状況である。		
対応策	令和 3 年度財務書類については、前年度と同様に、令和 4 年度末に財務書類 4 表のみを速報値として市ホームページで公表した。 分析や解説を加えた財務書類は、例年どおり 5 月の市議会全員協議会に報告した上で、市ホームページで公表することとする。		
協議結果			

令和 3 年度 笛吹市財務書類

統一的な基準に基づく財務書類

笛吹市

目次

第1	統一的な基準による地方公会計の整備について	- 1 -
1	対象とする会計の範囲	- 2 -
2	財務書類の概要	- 4 -
第2	財務書類の状況	- 5 -
1	貸借対照表	- 5 -
2	行政コスト計算書	- 8 -
3	純資産変動計算書	- 11 -
4	資金収支計算書	- 14 -
第3	連結財務書類から算出される指標	- 18 -
1	市民1人当たりの資産・負債・純行政コスト	- 18 -
2	流動比率（流動資産／流動負債）	- 19 -
3	固定比率（固定資産／純資産合計）	- 20 -
4	有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）（減価償却累計額／償却資産取得額）	- 21 -
5	受益者負担比率（経常収益／経常費用）	- 22 -
第4	まとめ	- 23 -

第1 統一的な基準による地方公会計の整備について

地方公会計の意義

地方公共団体における現行の予算・決算制度は、現金収支を住民の代表である議会の統制下に置き、予算を適正に管理・執行するという観点から、現金主義会計が採られてきました。しかし、地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任を適切に果たすため、今までの現金収支を管理する会計手法に加え、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の開示が推進されています。発生主義・複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報や、資産・負債といったストック情報の把握が可能になります。

統一的な基準とは

平成 18 年度に、総務省から地方公共団体に対し、資産・債務改革の一環として新地方公会計モデル（国の作成基準に準拠した新たな方式の財務書類）が示され、その整備が要請されてきました。この要請に基づき、各地方公共団体において公会計の整備が進められてきましたが、総務省基準モデル、総務省方式改定モデル、東京都方式、大阪府方式と複数の財務書類モデルが存在していたため、団体間で数値の比較検証を行えないという問題が生じました。そこで、平成 26 年度に総務省から財務書類の作成について新たな統一基準が示され、その後「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公開される中で、全ての地方公共団体に対して、統一的な基準による財務書類作成が要請されました。

笛吹市の取組

本市では平成 19 年度から、新地方公会計モデル（総務省方式改定モデル）により財務書類を作成、公表してきました。

また、平成 26 年度に総務省から新たな統一基準が示されたことを受け、平成 27 年度に固定資産台帳を整備し、本市が保有する固定資産の把握を行いました。その情報を基に、平成 28 年度には、総務省から示された新たな統一基準による財務書類の作成を行い、平成 29 年度からは一般会計だけでなく、特別会計や企業会計、一部事務組合も含めた全体ベース、連結ベースについても財務書類を作成し、経年比較を行っています。

【財務書類の留意事項】

本財務書類において、各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、内訳と合計の金額が一致しない場合があります。

各財務書類の経年比較は連結ベースで行っています。

1 対象とする会計の範囲

本市では、財務書類4表をそれぞれ普通会計、全体ベース、連結ベースで作成しています。

また、市の実施する事業にかかる経費を次のとおり「一般会計」、「特別会計」及び「公営企業会計」に区分し計上しています。

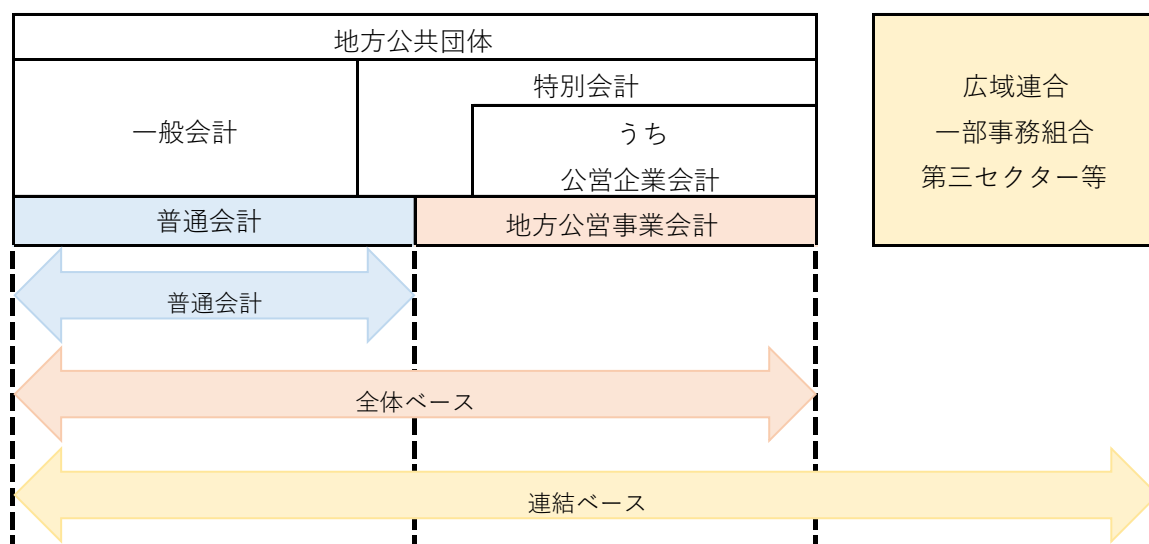
普通会計とは、一般会計を中心として、公営企業会計、収益事業会計等（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計など）の公営企業会計に属しない特別会計を加え、会計間の重複額等を控除した純計額であり、総務省の定める基準で各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものです。

本市の普通会計は、一般会計、笛吹市境川観光交流センター特別会計、森林経営管理特別会計の3つの会計が対象となります。

全体ベースは、普通会計に特別会計や公営企業会計を含めたものです。

連結ベースは、全体ベースに広域連合、一部事務組合、第三セクターを含めたものです。

なお、本市ホームページでは普通会計、全体ベース及び連結ベースを公表していますが、本編では、全体ベースを除く普通会計と連結ベースを紹介します。



出典：総務省『統一的な基準による地方公会計マニュアル』

会計名・団体名			連結区分
【普通会計】	1	一般会計	全部連結
	2	笛吹市境川観光交流センター特別会計	全部連結
	3	森林経営管理特別会計	全部連結
【特別会計】	4	国民健康保険特別会計	全部連結
	5	介護保険特別会計	全部連結
	6	介護サービス特別会計	全部連結
	7	後期高齢者医療特別会計	全部連結
	8	農業集落排水特別会計	全部連結
【公営企業会計】	9	水道事業会計	全部連結
	10	公共下水道事業会計	全部連結
	11	市営春日居地区温泉給湯事業会計	全部連結
	12	簡易水道事業会計	全部連結
【広域連合】	13	山梨県後期高齢者医療広域連合	比例連結
【一部事務組合】	14	山梨県市町村総合事務組合	比例連結
	15	東八代広域行政事務組合	比例連結
	16	東山梨行政事務組合	比例連結
	17	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	比例連結
	18	峡東地域広域水道企業団	比例連結
	19	釈迦堂遺跡博物館組合	比例連結
【第三セクター】	20	公益財団法人 ふえふき文化・スポーツ振興財団	全部連結
	21	一般社団法人 笛吹市観光物産連盟	全部連結

《連結区分》

全部連結：連結対象団体（会計）の全てを合算することをいいます。

比例連結：連結対象団体（会計）を出資割合等に応じて合算することをいいます。

2 財務書類の概要

財務書類には、以下の4つの表があります。

- ① **貸借対照表** : 市が保有している全ての「資産」「負債」「純資産」を表したものです。
- ② **行政コスト計算書** : 1年間の行政サービスに要したコストと受益者負担の関係を表したものです。
- ③ **純資産変動計算書** : 貸借対照表中「純資産の部」について、1年間の変動を表したものです。
- ④ **資金収支計算書** : 資金の動きを「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」の3つの活動に区分して表したものです。

令和3年度決算 笛吹市連結財務書類4表関係図

貸借対照表		(発生主義)	行政コスト計算書		(発生主義)
令和 4年 3月31日現在		ストック情報	自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日		フロー情報
資産		負債	①経常費用	571億3,400万円	
①固定資産 2,051億1,700万円		①固定負債 792億4,100万円	②経常収益	32億1,700万円	
②流動資産 154億9,800万円		②流動負債 75億7,200万円	③臨時損失	1,800万円	
		負債合計 868億 100万円	④臨時利益	800万円	
(流動資産のうち)		純資産	純行政コスト	▲539億2,700万円	
・現金預金 78億7,400万円		純資産合計 1,338億 100万円	(②+④-①-③)		
資産合計		負債・純資産合計			
2,206億1,500万円		2,206億1,500万円			
資金収支計算書		(現金主義)	純資産変動計算書		(発生主義)
自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日		フロー情報	自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日		フロー情報
①業務活動収支	56億2,100万円		①前年度末純資産残高	1,330億6,000万円	
②投資活動収支	▲41億1,200万円		②純行政コスト	▲539億2,700万円	
③財務活動収支	▲13億7,000万円		③税金等	315億4,500万円	
④資金収支額 (①+②+③)	1億3,900万円		④国県等補助金	223億 700万円	
⑤前年度末資金残高	75億6,200万円		⑤資産評価差額	▲1億8,600万円	
⑥比例連結割合変更に伴う差額	2億 700万円		⑥無償所管換等	5,400万円	
⑦本年度末歳計外現金残高	▲3,400万円		⑦比例連結割合変更に伴う差額	0万円	
本年度末現金預金残高	78億7,400万円		⑧その他	9億4,800万円	
(④+⑤+⑥+⑦)			本年度末純資産残高	1,338億 100万円	
			(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)		

第2 財務書類の状況

1 貸借対照表

(1) 貸借対照表の目的

貸借対照表は、市の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内容）を明らかにすることを目的としています。

「資産」は、市がどのような資産を保有しているかを示しています。

「負債」は、将来の支払いや返済により市から資金流出をもたらすものであり、「将来の世代が負担するもの」という見方ができます。

「純資産」は、資産から負債を差し引いた額で、国及び県等からの補助金やこれまでの税金など「過去又は現世代が負担したもの」です。

貸借対照表の構成

【資産の部】 固定資産 ☐ 有形固定資産 庁舎・学校・公民館等の事業用資産、道路、公園等のインフラ資産など ☐ 無形固定資産 ソフトウェアなど ☐ 投資その他の資産 財政調整基金及び減債基金以外の基金、出資金、長期延滞債権など 流動資産 ☐ 現金預金 歳計外現金を含む現金 ☐ 未収金 未収入の収益及び財源 ☐ 基金 財政調整基金及び減債基金 ☐ 棚卸資産 売却を目的として保有している資産 ☐ その他 他の項目以外の流動資産 ☐ 徴収不能引当金 ※ 未収金のうち回収不能見込額	【負債の部】 固定負債 ☐ 地方債 地方債のうち償還期間が1年を超えるもの ☐ 長期未払金 確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外 ☐ 退職手当引当金 ※ 全職員が自己都合で退職したと仮定して算出した退職金総額 ☐ その他 他の項目以外の固定負債 流動負債 ☐ 1年内償還予定地方債 地方債のうち償還期間が1年以内のもの ☐ 未払金 基準日時点までに支払義務が発生しているもの ☐ 賞与等引当金 ※ 期末手当・勤勉手当及び法定福利費 ☐ 預り金 歳計外現金など
	【純資産の部】 資産から負債を差し引いた額で、過去又は現世代が負担したもの

※ 引当金：将来の支出に備えて必要とされる見積額

(2) 資産・負債・純資産の状況

貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）と、その資産がどのような財源で賄われているのか（財源調達状況）を対照表で示したものです。

貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。

「資産」は、資金流入をもたらすものと、行政サービス提供能力を有するものに整理されます。

「負債」は、将来、債権者に対する支払いや返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。

「純資産」は、資産と負債の差額ですが、民間企業のような資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

令和3年度 笛吹市の貸借対照表

(単位：百万円)

【資産の部】			【負債の部】		
	普通会計	連結		普通会計	連結
固定資産	144,997	205,117	固定負債	39,648	79,241
有形固定資産	119,592	178,143	地方債	34,836	53,625
無形固定資産	74	4,276	長期未払金	-	75
投資その他の資産	25,331	22,698	退職手当引当金	4,812	5,184
流動資産	8,212	15,498	その他	-	20,357
現金預金	2,480	7,874	流動負債	5,368	7,572
未収金	203	489	1年内償還予定地方債	5,112	6,890
基金	5,536	7,110	未払金	-	386
棚卸資産	-	1	賞与等引当金	290	321
その他	-	62	預り金	△ 34	△ 31
徴収不能引当金	△ 6	△ 37	負債合計	45,016	86,814
			【純資産の部】		
			純資産合計	108,193	133,801
資産合計	153,209	220,615	負債及び純資産合計	153,209	220,615

令和3年度末の資産については、普通会計で1,532億900万円、連結ベースで2,206億1,500万円を形成しています。

このうち将来の世代が負担していく部分である負債は、普通会計で450億1,600万円、連結ベースで868億1,400万円となっています。

また、現在までの世代や国・県等の負担により返済の必要がない財産である純資産は、普通会計で1,081億9,300万円、連結ベースで1,338億100万円となっています。

将来の世代も使用する有形固定資産等の資産形成については、地方債を借り入れることにより、世代間負担の公平性が図られるようにしています。

(3) 貸借対照表の経年比較（連結ベース）

貸借対照表（連結）

（単位：百万円）

資産の部 市が保有している財産				負債の部 将来世代の負担			
	令和3年度 ①	令和2年度 ②	差引き ①－②		令和3年度 ①	令和2年度 ②	差引き ①－②
固定資産	205,117	207,180	△ 2,063	固定負債	79,241	81,835	△ 2,594
有形固定資産	178,143	182,025	△ 3,882	地方債	53,625	55,788	△ 2,163
事業用資産	52,410	51,847	563	長期未払金	75	110	△ 35
インフラ資産	119,821	124,035	△ 4,214	退職手当引当金	5,184	5,230	△ 46
物品	15,618	6,143	9,475	その他	20,357	20,708	△ 351
無形固定資産	4,276	4,420	△ 144	流動負債	7,572	7,357	215
投資その他の資産	22,698	20,735	1,963	1年内償還予定地方債	6,890	6,539	351
投資及び出資金	5,782	5,083	699	未払金	386	369	17
長期延滞債権	618	794	△ 176	前受金	-	-	-
基金	16,262	14,821	1,441	賞与等引当金	321	340	△ 19
その他	75	110	△ 35	預り金	△ 31	109	△ 140
徴収不能引当金	△ 40	△ 74	34	負債合計	86,814	89,192	△ 2,378
流動資産	15,498	15,072	426	純資産の部			
現金預金	7,874	7,667	207	これまでの世代の負担等			
未収金	489	656	△ 167		令和3年度 ①	令和2年度 ②	差引き ①－②
基金	7,110	6,787	323				
棚卸資産	1	1	0	純資産合計	133,801	133,060	741
その他	62	9	53				
徴収不能引当金	△ 37	△ 47	10				
資産合計 （借方）	220,615	222,252	△ 1,637	負債・純資産合計 （貸方）	220,615	222,252	△ 1,637

資産の部について、固定資産では、有形固定資産において新たな資産形成の金額よりも、既存の施設やインフラ資産などの老朽化による減価償却（※）累計額が大きくなったため、令和2年度に比べ20億6,300万円の減少となりました。

また、流動資産は、現金預金や基金が増加し、令和2年度に比べ4億2,600万円の増加となりました。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計では、固定資産の減少幅が大きかったため、16億3,700万円の減少となりました。

負債の部については、地方債残高が減少したため、令和2年度に比べ、負債合計で23億7,800万円の減少となりました。

純資産の部では、負債・純資産合計は16億3,700万円減少したが、負債合計の減少幅がそれ以上に大きかったため、純資産合計としては、前年度に比べて7億4,100万円増加しました。

※ 減価償却：耐用年数に応じて償却資産（減価償却を行う固定資産）を毎年度費用化するもの
統一公会計基準では「定額法」のみが認められています。

2 行政コスト計算書

(1) 行政コスト計算書の目的

行政コスト計算書は、行政サービスを提供するためにどれくらいコストがかかっているかを明らかにすることを目的としています。

4月1日から翌年の3月31日までの1年間の行政活動のうち、行政が提供する資産形成以外のサービスに係る経費【経常費用】と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源【経常収益】を、目的別に対比させた財務書類です。これにより行政サービスの受益と負担の割合を見ることができます。

行政コスト計算書の構成

【経常費用】

☐ 人件費

職員給与や議員報酬、退職給付費用（当該年度に退職手当引当金として新たに繰り入れた額）など

☐ 物件費等

備品購入費や消耗品費、委託料、施設等の維持修繕に係る経費、減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など

☐ その他の業務費用

支払利息や徴収不能引当金繰入額、還付金、保険料など

☐ 補助金等

他団体に対する負担金や補助金など

☐ 社会保障給付

児童福祉や障がい者福祉、高齢者福祉等の扶助費、生活保護費、医療給付費

☐ その他

公課費など

【経常収益】

☐ 使用料及び手数料

公共施設の使用料や各種証明書発行手数料など

☐ その他

諸収入（延滞金、雑入）など

【臨時損失】

災害復旧費や資産の売却損（※1）など臨時に発生する費用

【臨時利益】

資産の売却益（※2）など臨時に発生する収益

※1 売却損：資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額

※2 売却益：資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額

（２）純行政コスト、純経常行政コスト、経常収益等の状況

行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用と、その行政活動と直接の対価性のある使用料や手数料などの収益を対比させた財務書類です。

経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、福祉サービスやごみの処理にかかる経費など、資産形成に結びつかない経常的な活動について、税金等で賄うべき行政コストが明らかにされます。

令和3年度 笛吹市の行政コスト計算書

（単位：百万円）

科目	普通会計	連結
経常費用 A	33,984	57,134
業務費用 ※1	18,726	24,151
人件費	5,232	5,726
物件費等	12,937	16,936
その他の業務費用	557	1,488
移転費用 ※2	15,258	32,983
補助金等	3,958	15,153
社会保障給付	8,151	16,846
他会計への繰出金	2,621	-
その他	528	985
経常収益 B	592	3,217
使用料及び手数料	219	2,438
その他	374	779
純経常行政コスト A - B C	33,391	53,917
臨時損失 D	12	18
臨時利益 E	-	8
純行政コスト C + D - E F	33,403	53,926

行政サービスに要した人件費や物件費等の業務費用と補助金等や社会保障給付などの移転費用を合計した経常費用（A）から、これらの行政サービスを行うために市民の皆様に負担していただいた使用料や手数料などの経常収益（B）を差し引いたものが、純経常行政コスト（C）となります。

純経常行政コスト（C）は、普通会計で 333 億 9,100 万円、連結ベースで 539 億 1,700 万円となっています。

さらに臨時損失（D）と臨時利益（E）を加味した 1 年間の純行政コスト（F）は、普通会計で 334 億 300 万円、連結ベースで 539 億 2,600 万円となりました。

※1 業務費用：業務活動のために経常的に掛かった費用

※2 移転費用：他団体などに支払っている費用

(3) 行政コスト計算書の経年比較（連結ベース）

行政コスト計算書（連結）

（単位：百万円）

科目	令和3年度 ①	令和2年度 ②	差引き ①－②
経常費用 A	57,134	60,290	△ 3,156
業務費用	24,151	21,782	2,369
人件費	5,726	5,905	△ 179
職員給与費	4,349	4,358	△ 9
賞与等引当金繰入額	320	339	△ 19
退職手当引当金繰入額	290	416	△ 126
その他	767	793	△ 26
物件費等	16,936	14,711	2,225
物件費	8,548	6,117	2,431
維持補修費	353	472	△ 119
減価償却費	8,024	8,112	△ 88
その他	10	10	0
その他の業務費用	1,488	1,166	322
支払利息	539	610	△ 71
徴収不能引当金繰入額	143	98	45
その他	806	458	348
移転費用	32,983	38,508	△ 5,525
補助金等	15,153	23,040	△ 7,887
社会保障給付	16,846	14,716	2,130
他会計への繰出金	-	-	-
その他	985	752	233
経常収益 B	3,217	6,475	△ 3,258
使用料及び手数料	2,438	2,463	△ 25
その他	779	4,012	△ 3,233
純経常行政コスト A－B C	53,917	53,815	102
臨時損失 D	18	16	2
災害復旧事業費	-	-	-
資産除売却損	18	16	2
投資損失引当金繰入額	-	-	-
損失補償等引当金繰入額	-	-	-
その他	-	-	-
臨時利益 E	8	2	6
資産売却益	-	-	-
その他	8	2	6
純行政コスト C＋D－E F	53,927	53,829	98

経常費用のうち、移転費用については、令和2年度に比べ55億2,500万円減少し、経常費用（A）は令和2年度に比べ31億5,600万円減少しました。これは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、定額給付金事業等を実施したことにより補助金等が多かったことが要因となっています。

経常収益（B）については、令和2年度に比べ32億5,800万円の減少となりました。こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、福祉施設、社会体育施設といった市所有の施設利用の減少が昨年度から続いたことにより使用料及び手数料収入が減少しました。また、その他については、県後期高齢者医療広域連合が、令和2年度まで負担金等をその他へ計上していましたが、純資産変動計算書の税込等へ計上変更したことにより減少しました。

経常費用（A）の減少が経常収益（B）の減少よりも小さかったため、純行政コスト（F）は、令和2年度に比べ9,800万円の増加となりました。

3 純資産変動計算書

(1) 純資産変動計算書の目的

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている項目の会計年度中の増減を表し、経常的な費用が税収等によってどのように賄われているかを示すとともに、その財源の過不足がどのように蓄積され、純資産として引き継がれているかを示すことを目的としています。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。

また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

純資産変動計算書の構成

【純資産の変動】

☐	前年度末純資産残高	・・・	前年度の貸借対照表の「純資産の部」
☐	純行政コスト	・・・	行政コスト計算書の純行政コスト
☐	税収等	・・・	市税、地方交付税など
☐	国県等補助金	・・・	国庫支出金、県支出金など
☐	本年度差額	・・・	純行政コストと財源（※）の差額
☐	資産評価差額	・・・	有価証券や出資金等の資産評価差額
☐	無償所管換等	・・・	無償譲渡や寄附等で無償取得した固定資産の評価額など
☐	その他	・・・	過年度の修正
☐	本年度末純資産残高	・・・	本年度末の純資産の額

※ 財源：本表では税収等と国県等補助金の合計

(2) 純資産の変動の状況

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。

本年度差額は、純行政コストの金額と税収等及び国県等補助金の差額であり、発生主義ベースで財政的な収支均衡が図られているかどうかを表しています。

令和3年度 笛吹市の純資産変動計算書

(単位：百万円)

科目		普通会計	連結
前年度末純資産残高	A	108,406	133,060
純行政コスト (△)	B	△ 33,403	△ 53,927
財源	C	33,322	53,853
税収等		22,901	31,545
国県等補助金		10,421	22,307
本年度差額 B + C	D	△ 81	△ 75
資産評価差額	E	△ 186	△ 186
無償所管換等	F	54	54
比例連結割合変更に伴う差額	G	-	0
その他	H	-	948
本年度純資産変動額 D+E+F+G+H	I	△ 213	741
本年度末純資産残高 A + I	J	108,193	133,801

令和3年度の普通会計では、純行政コスト(B)より財源(C)の方が小さかったため、本年度純資産変動額(I)が2億1,300万円減少となり、本年度末純資産残高(J)が1,081億9,300万円となりました。連結ベースにおいては、純行政コスト(B)より財源(C)の方が小さかったが、その他(H)が9億4,800万円あったため、本年度純資産変動額(I)が7億4,100万円増加となり、本年度末純資産残高(J)が1,338億100万円となりました。

(3) 純資産変動計算書の経年比較（連結ベース）

純資産変動計算書（連結）

（単位：百万円）

科目		令和3年度 ①	令和2年度 ②	差引き ①－②
前年度末純資産残高	A	133,060	132,730	330
純行政コスト（△）	B	△ 53,927	△ 53,829	△ 98
財源	C	53,853	53,454	399
税収等		31,545	26,227	5,318
国県等補助金		22,307	27,227	△ 4,920
本年度差額 B + C	D	△ 75	△ 374	299
資産評価差額	E	△ 186	227	△ 413
無償所管換等	F	54	142	△ 88
比例連結割合変更に伴う差額	G	0	0	0
その他	H	948	335	613
本年度純資産変動額 D + E + F + G + H	I	741	330	411
本年度末純資産残高 A + I	J	133,801	133,060	741

令和3年度は純行政コスト（B）が△539億2,700万円で、令和2年度に比べ9,800万円の減少となりました。財源（C）について、国県等補助金が49億2,000万円減少しましたが、税収等が53億1,800万円増加したため、全体の財源（C）は令和2年度より3億9,900万円増加しました。純行政コスト（B）は9,800万円減少し、財源（C）が3億9,900万円増加したため、差額が2億9,900万円増加しました。こちらは、県後期高齢者医療広域連合が、負担金、支払基金交付金等を、行政コストの計上収益から純行政コストの税収等収入へ変更したことが要因です。

また、貸借対照表でも示したとおり、連結ベースの本年度末純資産残高（J）は令和2年度に比べ7億4,100万円増加しました。

4 資金収支計算書

(1) 資金収支計算書の目的

資金収支計算書は、地方公共団体の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的としています。

資金収支の情報を、性質の異なる「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という三つの区分に分けて表示した財務書類です。

資金収支計算書の構成

【業務活動収支】

行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの

☐ 業務支出

人件費や物件費、支払利息、補助金等、社会保障給付、他会計繰出金など

☐ 業務収入

税金等や国県等補助金、使用料手数料など

☐ 臨時支出

災害復旧費など

【投資活動収支】

施設や道路、水道などの資産形成や、出資金、貸付金などの収入、支出

☐ 投資活動支出

公共施設等整備費や基金積立金、投資及び出資金、貸付金など

☐ 投資活動収入

国県等補助金や基金繰入金、貸付金元金収入、資産売却収入など

【財務活動収支】

負債の管理に係る収入、支出

☐ 財務活動支出

地方債償還金など

☐ 財務活動収入

地方債借入など

【本年度末現金預金残高】

年度末の歳計現金と歳計外現金の残高合計

(2) 資金収支計算書の状況

資金収支計算書は、一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを、性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。

現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされることが特徴です。

令和3年度 笛吹市の資金収支計算書

(単位：百万円)

科目		普通会計	連結
【業務活動収支】	A	4,084	5,621
業務支出		28,157	50,121
業務収入		32,239	55,729
臨時支出		-	-
臨時収入		2	13
【投資活動収支】	B	△ 3,519	△ 4,112
投資活動支出		7,631	8,654
投資活動収入		4,111	4,542
【財務活動収支】	C	△ 475	△ 1,370
財務活動支出		4,743	6,651
財務活動収入		4,268	5,281
本年度資金収支額 A + B + C	D	90	139
前年度末資金残高	E	2,424	7,562
比例連結割合変更に伴う差額	F	-	207
本年度末資金残高 D + E + F	G	2,514	7,908
前年度末歳計外現金残高	H	105	106
本年度歳計外現金増減額	I	△ 139	△ 139
本年度末歳計外現金残高 H + I	J	△ 34	△ 34
本年度末現金預金残高 G + J	K	2,480	7,874

本年度資金収支額（D）は、普通会計で9,000万円、連結ベースで1億3,900万円となりました。本年度末資金残高（G）は、普通会計で25億1,400万円、連結ベースで79億800万円となりました。いずれの会計においても、前年度末資金残高（E）より、本年度末現金預金残高（K）が増加しました。

(3) 資金収支計算書の経年比較 (連結ベース)

資金収支計算書 (連結)

(単位: 百万円)

科目	令和3年度 ①	令和2年度 ②	差引き ①－②
【業務活動収支】			
業務支出 A	50,121	53,150	△ 3,029
業務費用支出	16,766	14,225	2,541
人件費支出	5,451	5,485	△ 34
物件費等支出	9,369	7,017	2,352
支払利息支出	539	610	△ 71
その他の支出	1,407	1,113	294
移転費用支出	33,355	38,926	△ 5,571
補助金等支出	15,448	23,378	△ 7,930
社会保障給付支出	16,846	14,716	2,130
他会計への繰出支出	-	-	-
その他の支出	1,061	831	230
業務収入 B	55,729	58,987	△ 3,258
税金等収入	33,188	26,152	7,036
国県等補助金収入	20,191	25,668	△ 5,477
使用料及び手数料収入	2,618	2,699	△ 81
その他の収入	△ 267	4,467	△ 4,734
臨時支出 C	-	2	-
災害復旧事業費支出	-	-	-
その他の支出	-	2	-
臨時収入 D	13	5	8
業務活動収支 B－A＋D－C	5,621	5,839	△ 218
【投資活動収支】			
投資活動支出 F	8,654	5,941	2,713
公共施設等整備費支出	3,939	3,712	227
基金積立金支出	4,231	1,826	2,405
投資及び出資金支出	484	403	-
貸付金支出	-	-	-
その他の支出	-	-	-
投資活動収入 G	4,542	1,888	2,654
国県等補助金収入	1,876	1,281	595
基金取崩収入	2,407	307	2,100
貸付金元金回収収入	-	-	-
資産売却収入	32	21	11
その他の収入	227	280	△ 53
投資活動収支 G－F	△ 4,112	△ 4,053	△ 59
【財務活動収支】			
財務活動支出 I	6,651	6,162	489
地方債償還支出	6,560	6,140	420
その他の支出	91	22	69
財務活動収入 J	5,281	4,712	569
地方債発行収入	4,709	4,202	507
その他の収入	573	510	63
財務活動収支 J－I	△ 1,370	△ 1,449	79
本年度資金収支額 E＋H＋K	139	337	△ 198
前年度末資金残高 M	7,562	7,026	536
比例連結割合変更に伴う差額 N	207	198	9
本年度末資金残高 L＋M＋N	7,908	7,562	346
前年度末歳計外現金残高 P	106	98	8
本年度歳計外現金増減額 Q	△ 139	7	△ 146
本年度末歳計外現金残高 P＋Q R	△ 34	106	△ 140
本年度末現金預金残高 O＋R S	7,874	7,667	207

【業務活動収支】

業務支出（A）は、補助金等支出の減少により 30 億 2,900 万円減少し 501 億 2,100 万円となりました。また、業務収入（B）は、国県等補助金収入等が減少したことにより、32 億 5,800 万円減少し 557 億 2,900 万円となりました。これにより、業務支出（A）より、業務収入（B）の減少幅が大きかったため、業務活動収支（E）については、2 億 1,800 万円減少し 56 億 2,100 万円となりました。

【投資活動収支】

投資活動支出（F）は、基金積立金支出の増加により、27 億 1,300 万円増加し 86 億 5,400 万円となりました。また、投資活動収入（G）は、基金取崩収入の増加により、26 億 5,400 万円増加し 45 億 4,200 万円となりました。これにより、投資活動収支（H）は 5,900 万円減少し△41 億 1,200 万円となりました。

【財務活動収支】

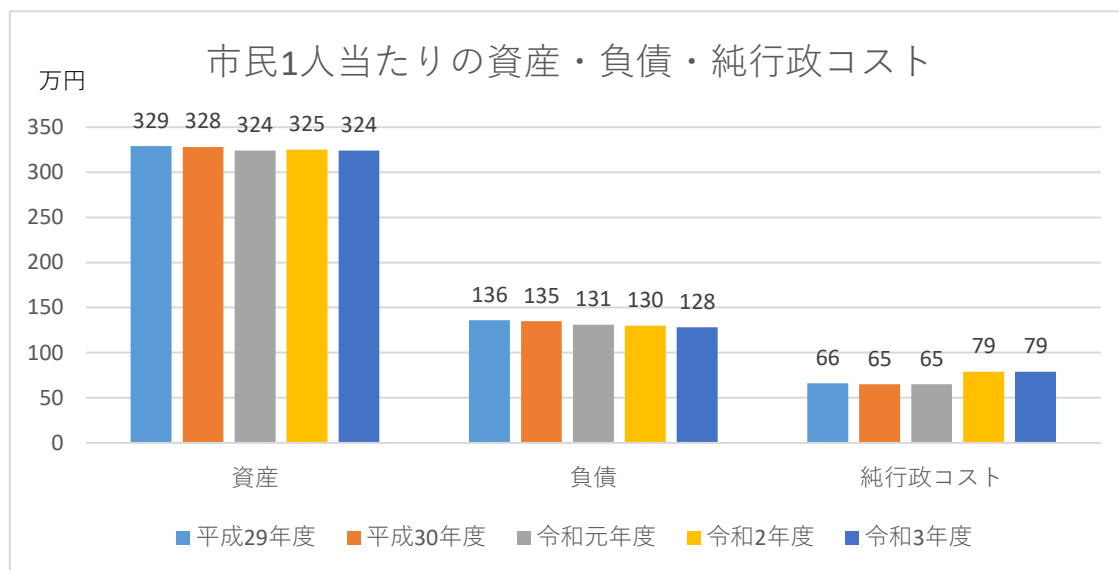
財務活動支出（I）は、地方債償還支出が増加したため 4 億 8,900 万円増加し、66 億 5,100 万円となりました。また、財務活動収入（J）は、地方債発行額が増加したことで 5 億 6,900 万円増加し、52 億 8,100 万円となりました。このことから、財務活動収支（K）は 7,900 万円増加し、△13 億 7,000 万円となりました。

全ての収支を合わせた、本年度資金収支額（L）は 1 億 3,900 万円となり、令和 2 年度に比べ 1 億 9,800 万円減少しました。

第3 連結財務書類から算出される指標

1 市民1人当たりの資産・負債・純行政コスト

令和3年度の資産・負債・純行政コストを、市民1人当たりに換算すると、324万円の資産に対して、負債は128万円、純行政コストは79万円となります。



参照データ：貸借対照表、行政コスト計算書

令和2年度に比べると、令和3年度の市民1人当たりの資産は1万円減少し、負債は2万円減少しています。また、令和3年度の市民1人当たりの純行政コストは79万円で、令和2年度と同程度となっています。

【参考】

令和2年度 県内13市の状況

自治体名	(万円)			(人)
	資産	負債	純行政コスト	人口
笛吹市	325	130	79	68,435
甲府市	208	108	69	186,436
富士吉田市	214	105	84	48,050
都留市	401	112	77	29,509
山梨市	329	164	86	34,072
大月市	451	163	93	22,978
韭崎市	285	151	75	28,763
南アルプス市	285	98	73	71,315
北杜市	473	223	97	46,515
甲斐市	200	72	63	75,877
上野原市	414	118	87	22,529
甲州市	317	131	93	30,629
中央市	277	143	67	30,854
平均	321	132	80	53,536

※ 人口は山梨県住民基本台帳人口集計 令和3年3月末の人口としています。

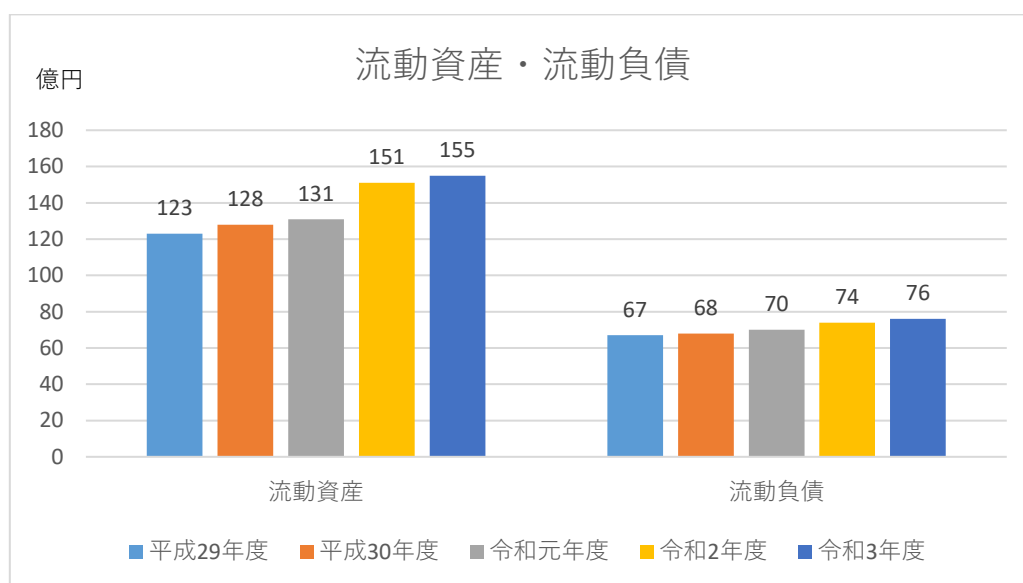
県内13市で比較すると、本市の市民1人当たりの資産は平均より4ポイント高く、負債は2ポイント低くなっています。これは、合併により旧町村にあった類似した資産を多数所有していることが要因であると考えられます。

2 流動比率（流動資産／流動負債）

流動比率は、1年以内償還予定地方債や短期借入金などに対し、手元の資金がどの程度あるかを表す指標です。この比率が高いほど短期的な支払能力が高いといえます。この比率が低くなると資金に融通が利かなくなり「財政の硬直化」が懸念されるようになります。100%を下回る場合は、今ある借金を返すために、新たな借金をしなければならない状況にあるということになります。

流動資産には、現金や財政調整基金などがあり、流動負債には、1年以内に償還する地方債などがあります。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
流動比率	183%	188%	187%	204%	204%



参照データ：貸借対照表

令和3年度は令和2年度に比べ、流動資産が4億円増加し、流動負債が2億円増加したため、流動比率は増加となりました。令和3年度の流動比率は204%で、令和2年度に比べ同程度となりますが、100%を大きく上回っているため、短期的財務状況は良好といえます。

【参考】

令和2年度 県内13市の状況

(億円)

自治体名	流動資産	流動負債	流動比率
笛吹市	151	74	204%
甲府市	206	167	123%
富士吉田市	118	65	182%
都留市	83	42	198%
山梨市	80	40	200%
大月市	36	31	116%
韮崎市	107	36	297%
南アルプス市	164	63	260%
北杜市	189	84	225%
甲斐市	205	48	427%
上野原市	40	17	235%
甲州市	50	43	116%
中央市	77	25	308%
平均	116	57	222%

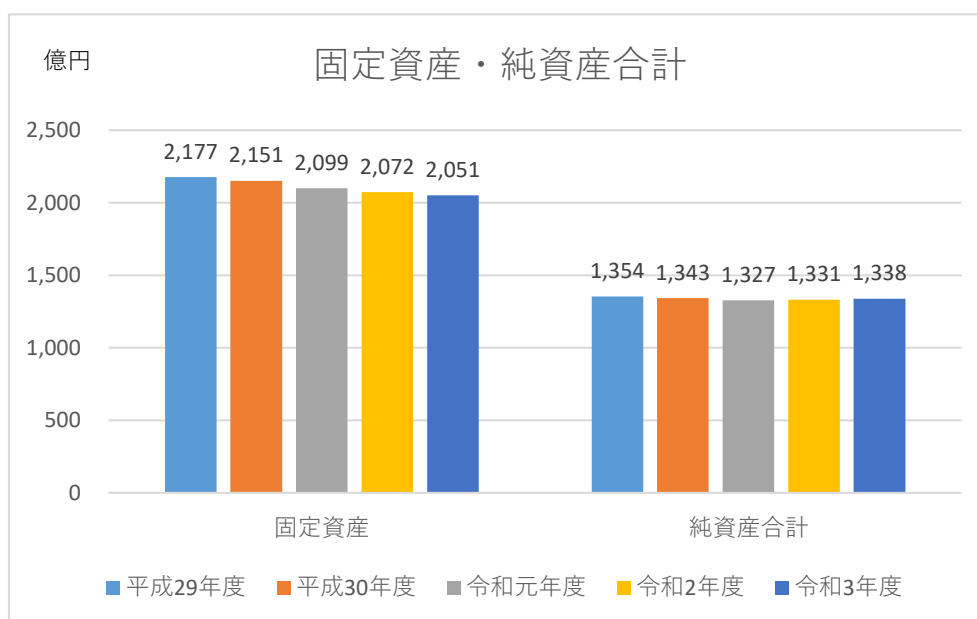
県内13市の令和2年度平均は222%となっており、本市は県内平均より低い状況となっています。これは、現金や基金等の流動資産が多いものの、地方債の償還額が多いことが要因となっています。

3 固定比率（固定資産／純資産合計）

固定比率は、固定資産と純資産（現世代が負担したもの）を比較したもので、純資産に対する固定資産の形成に投資した資金の割合を示す指標です。

この比率が高いほど、固定資産のうち自己資本である純資産の占める割合が小さいということであり、将来世代への負担が大きいといえます。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
固定比率	161%	160%	158%	156%	153%



参照データ：貸借対照表

令和 3 年度は令和 2 年度に比べ、固定資産が 21 億円減少し、純資産合計が 7 億円増加しましたが、固定比率は 3 ポイント低下し、153%となりました。

令和 3 年度の固定比率は、令和 2 年度に比べ低下していますので、将来世代への負担が減少したといえます。

【参考】

令和2年度 県内13市の状況

(億円)

自治体名	固定資産	純資産	固定比率
笛吹市	2,072	1,331	156%
甲府市	3,658	1,852	198%
富士吉田市	907	520	174%
都留市	1,100	853	129%
山梨市	1,040	560	186%
大月市	1,002	664	151%
韮崎市	727	398	183%
南アルプス市	1,868	1,333	140%
北杜市	2,011	1,164	173%
甲斐市	1,310	970	135%
上野原市	893	667	134%
甲州市	919	569	162%
中央市	777	414	188%
平均	1,406	869	162%

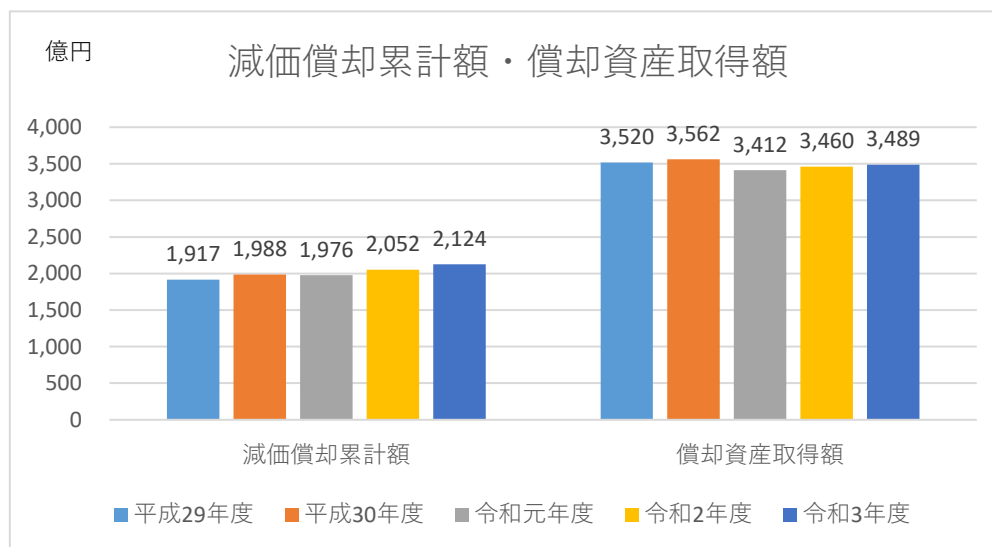
県内 13 市の令和 2 年度平均は 162%となっています。本市は県内平均より低い状況となっていますが、比率の低い市町村と比較して、合併により類似した固定資産を多く所有していることが要因と考えられます。

4 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）（減価償却累計額／償却資産取得額）

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却資産（建物、工作物、物品など）について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表す指標です。

この比率が高いほど、施設の耐用年数が迫っているといえます。法定耐用年数は施設の寿命と必ずしも一致するわけではなく、施設によって劣化度は違いますが、施設等の長寿命化対策や更新を検討する目安となります。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
有形固定資産減価償却率	58%	59%	61%	59%	61%



参照データ：貸借対照表

令和3年度は令和2年度に比べ、減価償却累計額が72億円増加し、償却資産取得額が29億円増加したことから、令和3年度の有形固定資産減価償却率は2ポイント上昇し、61%となりました。

令和2年度に比べ上昇していますので、施設の老朽化が進んでいることが分かります。

【参考】

令和2年度 県内13市の状況

(億円)

自治体名	減価償却累計額	償却資産取得額※	減価償却率
笛吹市	2,052	3,460	59%
甲府市	3,355	5,933	57%
富士吉田市	636	1,207	53%
都留市	552	991	56%
山梨市	765	1,490	51%
大月市	1,158	1,942	60%
韮崎市	436	928	47%
南アルプス市	1,308	2,466	53%
北杜市	2,154	3,733	58%
甲斐市	1,137	2,004	57%
上野原市	864	1,514	57%
甲州市	1,564	2,242	70%
中央市	563	1,057	53%
平均	1,273	2,228	56%

※ 償却資産取得額＝有形固定資産合計－土地＋減価償却累計額

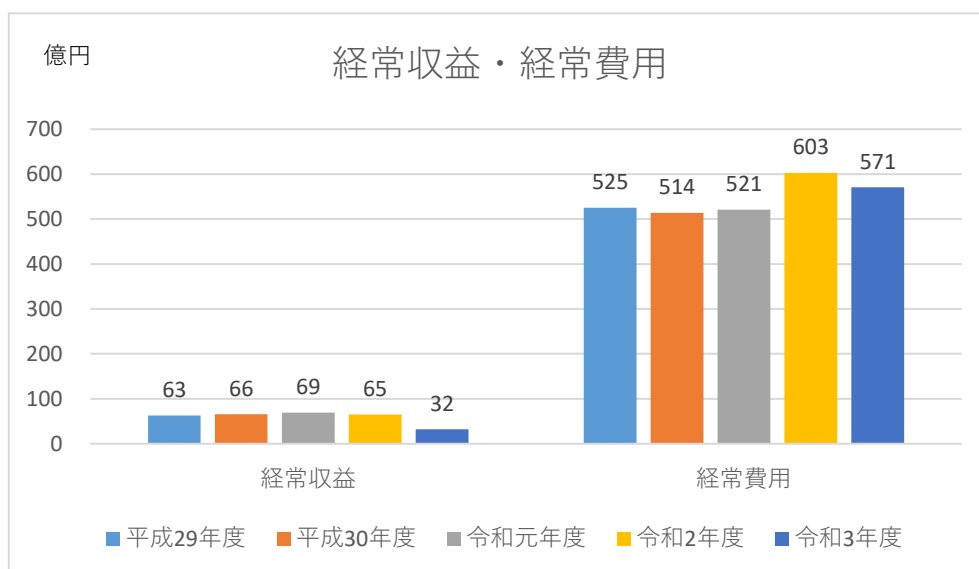
県内13市の令和2年度平均は56%となっており、本市は3ポイント上回っています。

本市は、他市よりも合併により所有した資産が未だ多く、老朽化が進んでいる資産も多いことから、将来を見越した施設の配置や規模、既存機能の集約や統廃合を検討していく必要があります。

5 受益者負担比率（経常収益／経常費用）

受益者負担比率は、行政が提供する資産形成以外の行政サービスを受けるために、市民がサービスに対してどの程度、直接負担しているかを表す指標です。この比率が低いほど、受益者負担以外の税金等で行政サービスが賄われているといえます。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受益者負担比率	12%	13%	13%	11%	6%



参照データ：行政コスト計算書

令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、福祉施設、社会体育施設といった市所有の施設利用の減少が昨年度から続いたことにより使用料及び手数料収入が減少しました。また、県後期高齢者医療広域連合の負担金の計上科目を変更したことにより、その他収入が減少しました。そのため、令和 2 年度に比べ経常収益が 33 億円減少し、経常費用が 32 億円減少しました。

令和 3 年度の受益者負担比率は 6% で、令和 2 年度から 5 ポイント減少しましたので、受益者負担率が大きく減少したことが分かります。

【参考】

令和2年度 県内13市の状況

(億円)

自治体名	経常収益	経常費用	受益者負担比率
笛吹市	65	603	11%
甲府市	327	1,616	20%
富士吉田市	134	538	25%
都留市	81	307	26%
山梨市	53	308	17%
大月市	56	268	21%
韮崎市	55	270	20%
南アルプス市	77	596	13%
北杜市	112	565	20%
甲斐市	68	542	13%
上野原市	22	214	10%
甲州市	46	329	14%
中央市	33	235	14%
平均	87	492	17%

県内 13 市の令和 2 年度の平均は 17% であり、本市は県内でも 2 番目に低い値となっています。このことから、本市の使用料等の受益者負担は、他市より少ないと考えられます。

第4 まとめ

現在、国内において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていますが、本市においても、7つの町村が合併したことから、旧町村ごとに類似した機能を持つ施設を多数保有しており、施設やインフラの多くは、建設後30年以上が経過し、今後、維持費や更新費の増大が見込まれています。

人口減少、少子高齢化が進み、地方公共団体に対する市民のニーズも変わる中、将来を見越した施設の配置、既存機能の集約や統廃合、それに伴う新たな施設の建設について検討する必要があることから、平成29年2月に策定した「笛吹市公共施設等総合管理計画」では、公共施設の将来更新費と財政の見通しについて比較を行い、削減に向けた基本方針、施設類型別の管理に関する基本的な考え方を示し、令和3年3月に策定した「個別施設計画」及び「長寿命化計画」では、施設ごとに評価を行った上で、維持管理や改修等に関する中長期的な考え方や今後の対策を示したところです。

さらに、令和4年度当初予算編成においては、公共施設の改修等については「個別施設計画」及び「長寿命化計画」に基づき予算計上を行い、これらの計画に沿った施設管理が本格的にはじまったところです。

本市では、統一的な基準が定められる以前にも財務書類を作成していましたが、固定資産台帳が整備されていなかったことから、信頼性のある貸借対照表の作成に至らなかったため、資産の老朽化度合いを把握することはできませんでした。

しかし、国の統一的な基準に基づく財務書類の作成については、固定資産台帳を整備、更新が義務付けられました。このことにより貸借対照表において、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出し、有形固定資産減価償却率として、正確に把握することができるようになりました。

統一的な基準に基づく財務書類の作成が義務付けられてから5年が経過しました。本市の連結ベースによる有形固定資産減価償却率は、平成28年度決算時には53%でしたが、毎年指標は上昇し、今回作成した令和3年度決算時では61%となり、施設の老朽化が進んでいることが明確となりました。

今後、「個別施設計画」及び「長寿命化計画」の遂行により、有形固定資産減価償却率の改善が期待されると思いますが、市では作成した財務書類を活用し、正確な資産把握と公共施設や各種インフラの適切な資産管理に努め、健全な財政基盤の確立を図っていきます。

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和 5 年 5 月 11 日提出	
件 名	既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方について	部局名	教育委員会
概要	本市では、多くの社会体育施設を有しており、各施設とも幅広いスポーツに対応でき、地域住民が気軽に利用可能となっている。 一方で、競技の特性を踏まえた、競技レベルの向上に資する施設の整備も求められており、市のスポーツ協会などからは、総合運動公園の整備も要望されている。 また、現在、国が中学校における休日の部活動の「地域移行」を進めることとしており、これに対応可能なスポーツ環境の整備も必要となる。 このような状況や既存社会体育施設の利用状況などを踏まえ、質の高い競技環境を構築するため、競技特性に応じた専門性の高い施設の整備についての基本的な考え方を定めるものである。		
経過	多目的芝生グラウンド整備基本計画の策定段階における市民との意見交換会等で、既存社会体育施設を競技特性に応じた専門性の高い施設として整備していくとの考えを示してきた。		
問題・課題	基本的な考えを基にした既存社会体育施設の活用を進めるためには、今後、施設利用者など幅広く意見を聞く必要がある。		
対応策	まずは、議会に対し、基本的な考えに基づく社会体育施設の活用について説明する。 その後、基本的な考えによる施設ごとの具体的な整備の方向性について、施設利用者の意見などを聞きながら、教育委員会やスポーツ推進審議会などで協議する。		
協議結果			

**既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための
基本的な考え方について（たたき台）
（令和●年●月）**

1 目的

合併した本市では、グラウンド、テニスコート、体育館、柔・剣道場等、多くの社会体育施設を有している。これらの施設は、旧町村において、それぞれの施設を様々なスポーツに利用できるよう整備してきたため、各施設とも幅広いスポーツに対応でき、地域住民が気軽に利用可能となっている。

一方で、競技レベルの向上に資する施設の整備も求められており、市のスポーツ協会などからは、総合運動公園の整備も要望されている。

また、現在、国が教員の働き方改革の一環として、中学校における休日の部活動を学校単位から地域単位の取組とする、いわゆる「地域移行」について可能な限り早期の実現を目指すとしており、これに対応可能なスポーツ環境の整備も必要となる。

このような状況や既存社会体育施設の利用状況などを踏まえ、各競技における利用ニーズの高度化に対応し、質の高い競技環境を構築するため、競技特性に応じた専門性の高い施設の整備についての基本的な考え方は次のとおりとする。

2 対象とする既存社会体育施設

既存社会体育施設のうち、公式競技が開催できる規模の「グラウンド」「テニスコート」「体育館（アリーナ）」「弓道場」「柔・剣道場」「相撲場」を対象とし、その中から競技特性に応じた専門性の高い施設の整備について検討する。

なお、スポーツ少年団や地域のスポーツ活動の拠点として利用されている小規模の社会体育施設については、専門性の高い施設としての利用を想定していないため、対象としない。

【既存社会体育施設】

施設種別	番号	対象施設
グラウンド	①	石和農村スポーツ広場
	②	御坂花鳥の里スポーツ広場
	③	いちのみや桃の里スポーツ公園（グラウンド）
	④	八代中央スポーツ広場
	⑤	境川スポーツセンター（グラウンド）
	⑥	春日居スポーツ広場
	⑦	芦川スポーツ広場
テニスコート	⑧	石和中央テニスコート
体育館（アリーナ）	⑨	御坂体育館
	③	いちのみや桃の里スポーツ公園（体育館）
	⑩	若彦路ふれあいスポーツ館（体育館）
	⑤	境川スポーツセンター（体育館）
弓道場	⑪	石和清流館（弓道場）

3 各施設の規模及び利用状況

施設ごとに競技利用の傾向が異なり、例えば、グラウンド施設では、八代中央スポーツ広場、境川スポーツセンターグラウンド、芦川スポーツ広場は野球、春日居スポーツ広場はソフトボール、石和農村スポーツ広場や御坂花鳥の里スポーツ広場、いちのみや桃の里スポーツ公園グラウンドではサッカーでの利用が主となっている。体育館施設においても、同様の傾向が見られ、御坂体育館や若彦路ふれあいスポーツ館ではバスケットボール、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館ではバレーボール、境川スポーツセンター体育館ではソフトバレーでの利用が主となっている。

(1) グラウンド

対象施設	面積 (㎡)	施設概要（競技 利用での目安）	年間の利用状況	主な大会開催の実績
石和農村スポーツ広場	12,593	軟式野球1面、ソフトボール2面、マウンド1か所、バックネット、防球ネット	サッカー46%、野球18%、グラウンドゴルフ17%、ソフトボール11%、その他8%	全国石和温泉ソフトボール大会、笛吹市軟式野球大会など
御坂花鳥の里スポーツ広場	19,889	サッカー2面、軟式野球2面、ソフトボール4面、小マウンド1か所、バックネット、防球ネット、観客席(コンクリート)	サッカー38%、ソフトボール20%、グラウンドゴルフ13%、ゲートボール11%、野球7%、陸上7%、その他4%	全国ゲートボール大会、平成8年度インターハイ(女子ソフトボール・一宮と共同)、平成24年度関東大学ソフトボール大会
いちのみや桃の里スポーツ公園グラウンド	13,000	サッカー1面、ソフトボール2面、軟式野球1面、マウンド無し(プレートのみ1か所)、バックネット、防球ネット、観客席	サッカー40%、ソフトボール19%、グラウンドゴルフ11%、野球7%、陸上6%、その他17%	市桃の里マラソン大会、ふれあいゲートボール大会(平成15年度頃まで)、平成24年度関東大学ソフトボール大会、平成8年インターハイ(女子ソフトボール・御坂と共同)など
八代中央スポーツ広場	7,567	ソフトボール1面、マウンド1か所	野球64%、ソフトボール12%グラウンドゴルフ11%、その他13%	町民運動会など地元利用
境川スポーツセンターグラウンド	11,364	軟式野球1面(ライト短い)、ソフトボール2面	野球86%、グラウンドゴルフ5%、ソフトボール4%、サッカー4%、その他1%	少年軟式野球交流大会のほか、町民運動会など地元利用

春日居スポーツ広場	11,250	サッカー1面、ソフトボール2面、バックネット、防球ネット、観客席	ソフトボール33%、野球32%、グラウンドゴルフ19%、サッカー1%、その他15%	平成4年関東ソフトボール大会、少年軟式交流大会など
芦川スポーツ広場	6,038	ソフトボール1面、バックネット、防球ネット	野球64%、グラウンドゴルフ8%、ゲートボール7%、サッカー6%、ソフトボール2%、その他13%	町民運動会など地元利用が中心

(2) テニスコート

対象施設	面積 (㎡)	施設概要（競技利用での目安）	年間の利用状況	主な大会開催の実績
石和中央テニスコート	8,240	人工芝12面	ソフトテニス、硬式テニス100%	昭和61年かいじ国体（ソフトテニス）、平成24年東日本選手権大会、平成26年関東ブロック選抜大会（ソフトテニス）、平成27年関東高校ソフトテニス選手権大会、平成28年関東ソフトテニス選手権大会、平成8年度インターハイ（ソフトテニス）、平成24年度全国中学校選手権大会など

(3) 体育館（アリーナ）

対象施設	面積 (㎡)	施設概要（競技利用での目安）	年間の利用状況	主な大会開催の実績
御坂体育館	1,096	バレーボール2面、ソフトバレー6面、バスケットボール2面、バドミントン6面	バスケットボール54%、卓球14%、ソフトバレーボール8%、バドミントン7%、体操6%、バウンドテニス3%、バレー2%、その他6%	昭和61年かいじ国体（ウエイトリフティング）、会長旗山梨小学生バレーボール大会、関東小学生バレーボール大会山梨県予選試合会場、全日本社会人バスケットボール選手権大会山梨県予選など

いちのみや 桃の里スポーツ公園体育館	2,202	バレーボール2面、 ソフトバレー6面、バ スケットボール2 面、バドミントン6 面	バレーボール35%、 バスケットボール 31%、ソフトバレー 8%、バドミントン 5%、トレーニング・ 体操7%、その他 14%	春高バレー県決勝 戦、全国ソフトバ レーシルバーフェス ティバル県予選、ブ ロンズ山梨ソフトバ レーボール大会
若彦路ふれ あいスポー ツ館	1,280	バレーボール2面、 ソフトバレー6面、バ スケットボール2 面、バドミントン6 面	バスケットボール 31%、バレーボール 12%、ソフトバレー 12%、卓球8%、バド ミントン19%、新体 操11%、その他7%	山梨県体育祭り(バス ケットボール)、バス ケットボール県強化 合宿、令和4年度ビ ームライフル射撃関 東大会
境川スポー ツセンター 体育館	924	バレーボール2面、 ソフトバレー6面、バ スケットボール2 面、バドミントン6 面	ソフトバレー39%、 バレーボール27%、 バスケットボール 12%、バドミントン 7%、その他15%	全日本小学生バレー ボール大会山梨県予 選会場、関東小学生 バレーボール大会山 梨県予選試合会場な ど

※若彦路ふれあいスポーツ館と境川スポーツセンター体育館は、災害時の指定避難所に指定されている。

(4) 弓道場

対象施設	面積 (㎡)	施設概要(競技 利用での目安)	年間の利用状況	主な大会開催の実績
石和清流館 弓道場	(射場・ 的場の み)318 (射場・ 的場の み)138	近的(8人立ち)、 遠的(2人立ち)	弓道 100%	清流杯(関東近県の高 校生 ※財団主催で毎年開 催

(5) 柔剣道場

対象施設	面積 (㎡)	施設概要（競技 利用での目安）	年間の利用状況	主な大会開催の実績
石和清流館 柔剣道場	1,102	柔道・剣道各2面	柔道 25%、剣道 24%、空手 21%、太 極拳 16%、少林寺 13%、その他 1%	地域大会など地元利 用が中心
いちのみや 桃の里スポ ーツ公園柔 剣道場	618	柔道・剣道各1面	空手 41%、剣道 29%、柔道 21%、そ の他 9%	地域大会など地元利 用が中心
若彦路ふれ あいスポー ツ館柔剣道 場	396	柔道・剣道各1面	柔道 44%、空手 21%、居合 20%、剣 道 15%、その他	地域大会など地元利 用が中心

(6) 相撲場

対象施設	面積 (㎡)	施設概要（競技 利用での目安）	年間の利用状況	主な大会開催の実績
石和清流館 相撲場	77	相撲場1面	相撲 100%	地域大会など地元利 用が中心

4 中学校部活動の地域移行について

地域移行については、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチームによるほか、保護者会、指導について学校の許可を得た教員など、様々なスポーツ団体などにより行われることが考えられる。また、活動も、学校ごとの単独チーム、近隣校などによる合同チーム、市内の全学校などによる広域的合同チームといった多様な形態が予想される。

さらに、地域移行に伴うスポーツの機会の確保においては、体力や技量が高い競技志向の生徒がいる一方で、スポーツを楽しむことを重視するレクリエーション志向の生徒や運動が苦手な生徒などもあり、生徒の志向や状況に応じた対応が求められる。

このようなことを踏まえると、これまで以上に、多くのスポーツ団体などが、社会体育施設や学校の体育施設を利用しながら、多様な活動を提供することが見込まれる。

そのため、社会体育施設については、競技志向の強い生徒やより高いレベルの活動を提供するスポーツ団体などの利用ニーズを満たすことができるよう、競技の特性に応じた、質の高いスポーツ環境にも適した施設とする。

一方、学校の体育施設については、体育の授業や学校行事などでも利用することを踏まえ、様々な競技にも対応でき、レクリエーション志向の生徒や運動が苦手な生徒なども、幅広くスポーツを楽しめる環境を維持していく。

■市内中学校における部活動加入の状況(令和4年度)

◇常設部

(単位:人)

	石和中	御坂中	一宮中	浅川中	春日居中	合計
1 野球	23	12	1	21	14	71
2 サッカー	31	10	28	31	27	127
3 テニス男子	34	17	30	27	10	118
4 テニス女子	30	23	17	22	17	109
5 バスケ男子	20	12	19	13	22	86
6 バスケ女子	18	11	21	9	13	72
7 バレー男子	18	18	16	16		68
8 バレー女子	20	29	17	25	16	107
9 卓球男子	22	21	19	22	16	100
10 卓球女子	7	17	12	24	12	72
11 剣道	11		13	5	5	34
12 柔道	2	12		7		21
13 弓道	54					54
14 ソフトボール	0		0	0		0
15 体操	11					11
16 陸上	51					51
17 吹奏楽	37	13	17	30	15	112
18 美術・文化・芸術	39	23	40	21	48	171
19 パソコン	9			9		18
20 英語	10					10
21 家庭科				14		14

◇季節部・認定部

(単位:人)

		石和中	御坂中	一宮中	浅川中	春日居中	合計
1	硬式テニス	3		()		()	3
2	水泳	3			0	()	3
3	空手	5	5	()		()	10
4	相撲	0	1	()			1
5	新体操	0		()	1		1
6	体操				0		0
7	ラグビー		()	()	()	()	0
8	弓道		8				8
9	剣道		3				3
10	太鼓					()	0
11	陸上・駅伝			()	()	()	0
12	柔道			()		()	0
13	バドミントン				1		1
14	アイスホッケー				1		1

5 専門性の高い施設整備の考え方

本市では、第二次笛吹市総合計画における市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」として、その実現に向け施策の展開を図っており、スポーツ活動の推進については、市民が生涯にわたって、健康に生活できるよう、スポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活を送ることができるスポーツ活動の環境整備と機会の創出に取り組むこととしている。

そのため、現在の利用状況などを踏まえながら、順次、既存の社会体育施設の改修などを行い、各競技における利用ニーズの高度化や中学校における運動部活動の地域移行に対応した拠点となり得る、専門性の高い施設としていく。

グラウンド施設については、令和3年度から、多目的芝生グラウンドの整備に向けた検討に着手しており、多目的芝生グラウンドの整備後には、現在、既存グラウンドで行われている、サッカーやグラウンドゴルフなどの競技での利用が、多目的芝生グラウンドに移ることが見込まれる。一方、既存グラウンド施設については、サッカーやグラウンドゴルフなどの競技での利用が多目的芝生グラウンドに移った後の利用状況を踏まえ、施設ごとに野球やソフトボールなどに対応した質の高い競技環境を整備する。

テニスコートについては、石和中央テニスコートが、かいじ国体でソフトテニスの競技会場になった経過があり、現在も各種大会が開催されている。老朽化が著しい現在の12面コートを改修するとともに、様々な大会の開催にも対応できるよう石和中学校テニスコート4面の人工芝化を含めた、一体的な利用などについても検討する。

体育館(アリーナ)については、施設の規模や設備などを踏まえながら、バスケットボール、バレーボール、バドミントン等、主となる競技の規格に適應するコートのライン引きを含めた床面の改修等、施設や設備の充実を図り、質の高い競技環境を整備する。

武道館等については、複数の施設が老朽化していることから、長期的には、柔道場や剣道場、弓道場、相撲場などを有する石和清流館に機能を集約し、大会の開催にも対応できる施設として整備を検討

討していく。

これにより、高い稼働にある既存社会体育施設が利用しやすくなるとともに、各施設を競技特性に応じた専門性の高い施設としていくことが可能となる。

なお、施設ごとの具体的な整備の方向性については、今後、施設利用者の意見などを聞きながら、教育委員会やスポーツ推進審議会などで協議の上、決定する。

競技特性に応じた専門性の高い施設とする対象施設は次のとおり。

対象施設	競技種目	必要となる施設や設備
石和農村スポーツ広場	軟式野球での利用を主とした専門性の高い施設とするとともに、中学校部活動の地域移行にも対応した施設として整備する。 境川スポーツセンターグラウンドについては、野球で利用する場合、本塁と1塁又は3塁を結ぶファウルラインの延長線上となる両翼が十分な距離を確保できていない。	既存施設の状況によっては、フェンスのかさ上げのほか、専門性の高い施設とするための設備や備品が必要となる場合がある。
境川スポーツセンターグラウンド		
いちのみや桃の里スポーツ公園	ソフトボールでの利用を主とした専門性の高い施設として整備する。	既存施設の状況によっては、フェンスのかさ上げのほか、専門性の高い施設とするための設備や備品が必要となる場合がある。
春日居スポーツ広場	春日居スポーツ広場については、ソフトボールで同時に2面を利用する場合、競技に必要な面積が確保できていない。	
御坂花鳥の里スポーツ広場	陸上競技での利用を主とした専門性の高い施設とするとともに、中学校部活動の地域移行にも対応した施設として整備する。	トラック1周の距離や走路のレーン数、フィールド競技用施設など、施設の規模や内容の検討が必要となる。
石和中央テニスコート	様々な大会を誘致できる施設とするとともに、中学校部活動の地域移行にも対応した施設として整備する。	石和中学校テニスコート4面の人工芝化を含めた、一体的な利用などについても検討する。
御坂体育館	バドミントン、卓球での利用を主とした専門性の高い施設とするとともに、中学校部活動の地域移行にも対応した施設として整備する。	専門性の高い施設とするための設備や備品が必要となる場合がある。
いちのみや桃の里スポーツ公園体育館	バスケットボールでの利用を主とした専門性の高い施設とするとともに、中学校部活動の地域移行にも対応した施設として整備する。	移動式バスケットゴール又はダンクシュートに対応可能なバスケットゴールの設置、床の張替え、専門性の高い施設とするための設備や備品が必要となる場合がある。

若彦路ふれあいスポーツ館	バレーボール、ソフトバレーボールでの利用を主とした専門性の高い施設とするとともに、中学校部活動の地域移行にも対応した施設として整備する。	専門性の高い施設とするための設備や備品が必要となる場合がある。
石和清流館（柔剣道場、弓道場、相撲場）	類似施設の機能を集約しながら、武道における市の中心的な施設とするとともに、中学校部活動の地域移行にも対応した施設として整備する。	